

日行連発第1358号
令和3年1月14日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

自動車登録申請書等の添付書類の有効期間に係る取扱いについて（周知）

国土交通省より、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことに伴い、申請者等の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長するとの連絡及び報道発表がありましたので、お知らせいたします。あわせて、軽自動車についても使用者の住所を証する書面において同様の取扱いが実施されております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて
（令和3年1月7日・国自情第243号の2）
- ・事務所等における申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて
（令和3年1月7日・2021軽検検第3号）

【参考】

- ・自動車登録申請書の添付書面の有効期間を延長します
～新型コロナウイルス感染症対策～（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000118.html
- ・軽自動車検査申請書の添付書類の有効期間を延長します。
～新型コロナウイルス感染症対策～（軽自動車検査協会）
https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2020/notice_20210108_011422.html

以上